

(協議報告)

コンビニ交付のサービス開始について

市民生活部

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して、市区町村が発行する住民票の写しなどの証明書を全国のコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機いわゆるキオスク端末機から取得することができるサービスです。

当市において取得することができる証明書は、住民票の写し及び印鑑登録証明書でございます。

利用できるコンビニエンスストア等の店舗は、地方公共団体情報システム機構によりますと令和3年9月末現在約56,000店舗、利用できる時間帯は毎日、午前6時30分から午後11時まででございます。

今後は、コンビニ交付システムを管理する地方公共団体情報システム機構が定める各工程試験を経て、令和5年2月1日からコンビニ交付のサービス開始を予定しております。

また、コンビニ交付の利用促進を図るため、広報しらおか及び市公式ホームページ等を活用し、機会を捉えて市民へ周知してまいります。